

株 主 各 位

神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号  
**平安レイサーサービス株式会社**  
代表取締役社長 相馬 秀行

## 第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月22日（金曜日）午後5時00分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成30年6月23日（土曜日）午前11時  |
| 2. 場 所          | 神奈川県平塚市平塚5丁目23番12号<br>カルチャーBONDS平塚4階 富士の間<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第49期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件<br>2. 第49期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案           | 取締役1名選任の件   |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.heian-group.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済の概況は、景気は緩やかに回復している中で、個人消費は持ち直しております。また、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されております。

経済産業省「特定サービス産業動態統計確報」(サンプル調査)によりますと、結婚式場の平成29年売上高は225,081百万円、組数は79,376組と売上高・組数共に前期に比べ減少しております。また、葬儀業の平成29年売上高は611,248百万円、件数は435,001件と売上高・件数共に前期に比べ増加しております。

このような環境下におきまして、当社グループは周辺売上増強、新商品・新サービスによる収益源の確保に努めるとともに、コスト改善による利益率維持向上に努めてまいりました。

事業ごとの業績は以下のとおりであります。

#### ① 冠婚事業

当事業では、「ハートメイドウェディング」のコーディネイトから誕生した「ペーパーシャンデリア」等のアイテムによってバンケットホールの装飾を施すなど、要望に合わせた様々なスタイルに対応してまいりました。

また、ロイヤルマナーフォートベルジュールにおいては、衣裳展示室を、撮影時に自由に使えるグッズやPOPを用意するなど専用のフォトブースを設け、新規来館のお客様やゲストの方が自由に撮影できるスポットとしても使えるドレスサロンへとリニューアルし、フォトウェディングの強化を行いました。

営業面では、各広告媒体におけるビジュアル面強化の一環として、各種インターネット媒体を中心としたツールを拡充し、資料請求や来館者数の増加に努めてまいりました。

教育面では、継続したフロントスタッフの新規対応・提案力強化の研修を実施し、営業力強化を図り婚礼成約率の向上に努めました。

その結果、当連結会計年度においては、婚礼施行組数とともに、婚礼一組単価は各種オリジナル商品が寄与したこともあって増加となり、売上高は456百万

円（前期比2.8%増加）、営業利益は65百万円（前期比5.9%増加）となりました。

## ② 葬祭事業

当事業では、前連結会計年度に開業した「湘和会堂寒川」（高座郡寒川町岡田）及び「湘和会堂手広」（鎌倉市笛田）が通年稼働を始め順調に施行件数を伸ばしました。

また、平成30年1月には中小規模にも対応可能な葬祭施設「湘和会堂松浪」（茅ヶ崎市美住町）を、平成30年3月にはリビングタイプの小規模葬儀式場と、完全個室での安置にも対応した「エンディングプレイス秦野」（秦野市落合）をそれぞれ開業いたしました。

商品面では、継続的な取り組みとして、社内製作による故人を中心として惜別する「追悼壇」や生花を融合させた「追悼生花祭壇」、故人を生花で囲んで送る「花園」、あらゆる音楽ソースを忠実に再現する「オリジナル大型スピーカー」等のオリジナル商品の販売を強化してまいりました。さらに、すべての施設での面前調理を実現可能にした、出来立ての天ぷら等を提供する「消臭機能付きIHクッキングワゴン」（平成29年2月特許取得）では、食を通じご家族と会葬者のふれあいの場作りの提案を実施いたしました。

営業面では、インターネットを含む各種広告媒体を駆使してより細やかな情報発信を定期的に行うなど、告知活動を強化するとともに、引き続き各施設の認知度向上や生前相談者数の増加を図るため、オリジナル商品を中心とした提案型の施設見学会や内覧会を通じて営業活動を行いました。加えて、通常の葬祭イベントに比べ来館しやすい企画として、仏壇・墓地関連及び相続相談などを中心とした「メモリアルフェア」を開催し、集客及び周辺売上の増強に努めてまいりました。

教育面では、引き続き当社独自の研修である、不安や疑問を解くカウンセリングセールストーク研修を行いました。さらに、潜在的な思いを当社オリジナル商品を通じて具現化するためのコンサルティングセールストーク研修を継続して実施いたしました。

その中で、第4四半期連結会計期間における当社主要エリアの死亡人口増加率が上昇する中、シェア率も上昇し、葬儀施行件数は前年同期に比べ増加となりました。当連結会計年度においても、死亡人口増加率は上昇し、シェア率は

僅かに下降したものの葬儀施行件数は増加となりました。

その結果、葬儀一件単価は会葬者数減少等の影響により前連結会計年度に比べ減少したため、売上高は8,469百万円（前期比3.1%減少）、経費面では時給制社員の待遇改善の影響や、新規出店による費用が発生したこともあり、営業利益は2,454百万円（前期比6.4%減少）となりました。

### ③ 互助会事業

当事業では、平成29年4月に従来よりも掛け金が少ない新コースの募集を開始し、大小さまざまな規模の葬儀に対応できるようにいたしました。また、互助会加入者総数に対する葬儀施行利用率は横ばいの中、会員施行数の減少や葬儀一件単価減少の影響もあり、売上高は243百万円（前期比4.7%減少）、営業利益は136百万円（前期比0.4%減少）となりました。

### ④ 介護事業

当事業では、平成29年4月に小規模多機能型居宅介護とグループホーム（認知症対応型共同生活介護）を備える複合型施設「へいあん片瀬鶴沼」（藤沢市片瀬）が開業し順調に稼働しております。

その結果、売上高は1,087百万円（前期比7.0%増加）となりましたが、経費面では「へいあん片瀬鶴沼」の費用が発生したこともあり、営業利益は16百万円（前期比19.9%減少）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は10,016百万円（前期比1.8%減少）、営業利益は1,863百万円（前期比8.0%減少）、経常利益は1,968百万円（前期比7.4%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,288百万円（前期比8.4%減少）となりました。

なお、各事業の売上高、営業損益は事業間の取引による金額を含んでおりません。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は、435百万円であります。

その主な内訳は、「湘和会堂松浪」の新規開業137百万円、「エンディングプレイス秦野」の新規開業22百万円等によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の所要資金には、自己資金を充当いたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題としては、以下の事項を重点的に取り組んでまいります。

### ① 新商品・新サービスの促進

・オリジナル商品の企画と外部販売（主に生花、料理メニュー、音響・映像分野、リネンによるコーディネートなどセレモニー商品 他）

### ② 葬儀周辺売上強化

・法事、仏壇仏具販売、墓地墓石斡旋に加え関連する付帯サービスの売上による葬儀一件単価減の補完

### ③ 葬祭既存施設の再構築と新店舗の出店による営業エリアの拡大

### ④ 生産性と労務効率の向上

・内製化における機械化・自動化の推進によるコスト改善、人材の適正確保、少数精鋭によるマルチジョブスタッフの育成

### ⑤ 管理統制システムの強化

・新規電算システムの活用、データのセキュリティ強化による情報漏えいリスクの予防

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第46期 平成27年3月期	第47期 平成28年3月期	第48期 平成29年3月期	第49期 (当連結会計年度) 平成30年3月期
売 上 高 (千円)	9,531,625	9,586,358	10,205,259	10,016,802
経 常 利 益 (千円)	1,875,089	1,928,932	2,125,881	1,968,668
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,113,975	1,202,916	1,405,611	1,288,022
1株当たり当期純利益(円)	84.82	91.59	107.02	98.07
総 資 産 (千円)	30,518,078	31,122,569	32,080,647	32,818,551
純 資 産 (千円)	14,587,130	15,522,635	16,614,952	17,587,722

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	所在地	主要な事業内容
株式会社へいあん (注1)	80,000千円	100%	平塚市桜ヶ丘	冠婚葬祭互助会の運営、 介護事業
山大商事株式会社 (注2)	100,000千円	100% (注3)	平塚市四之宮	料理の仕出し、冠婚葬 祭用品の販売

- (注) 1. 当社に対して互助会会員の施行斡旋をしております。  
2. 当社へ料理及び返礼品を中心とした商品の納入を行っております。  
3. 山大商事株式会社の株式40%を株式会社へいあんを通じて間接所有しております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（平安レイサービス株式会社）、連結子会社2社（株式会社へいあん、山大商事株式会社）、非連結子会社1社（株式会社はないちりん）により構成されております。

### 冠 婚 事 業

当社は、「コルティール茅ヶ崎」（神奈川県茅ヶ崎市）、「ロイヤルマナーフォートベルジュール」（神奈川県小田原市）の2拠点の婚礼施設を有し、一般個人、互助会加入者に結婚式を施行しております。また、「サロンドブリエ」（神奈川県平塚市）では、結婚式、成人式、七五三等の慶事用貸衣裳、写真撮影、着付け等のサービスを提供しております。

また、料理は、連結子会社山大商事株式会社を通じて、仕入れを行っております。

### 葬 祭 事 業

当社は、神奈川県及び東京都に「湘和会堂」13拠点、神奈川県に「カルチャーBONDS」3拠点、「湘和礼殯館」6拠点、「湘和会館」9拠点、エンディングプレイス2拠点の葬祭施設を有し、一般個人、互助会加入者、法人向けに葬祭にかかる各種サービス（個人葬、社葬等）を施行している他、自宅や寺院、集会所で葬儀施行サービス並びに仏壇仏具販売等の付帯サービスを行っております。

また、県内及び近隣県の葬祭事業者とパートナーシップ契約（周辺同業他社との当社施設利用協定に基づく契約）の締結や、葬儀の小規模化に対応したノウハウを中心としたフランチャイズパッケージの加盟社を募集しております。

なお、通夜・忌中料理や返礼品（会葬者の香典に対するお返し品）は、連結子会社山大商事株式会社を通じて、仕入れを行っております。

## 互助会事業

連結子会社である株式会社へいあんは、神奈川県湘南エリアを地盤とする冠婚葬祭互助会を主たる事業としており、互助会加入者の募集営業並びに互助会加入者の情報管理業務を行っております。

そして、同社と当社は施行斡旋保証契約に基づき、同社は当社を中心として、互助会加入者の結婚式、葬儀の施行斡旋を行い、当社が施行役務サービスを請負っております。

## 介護事業

連結子会社である株式会社へいあんは、神奈川県湘南エリアを中心として訪問介護、訪問看護、介護用品の販売及びレンタルを主とした居宅介護事業、及びグループホーム6拠点、デイサービスを併設した高齢者向け賃貸住宅2拠点を有し、介護を中心とした高齢者向けサービスを行っております。

## その他の事業

上記の他に連結子会社山大商事株式会社が物流事業（諸施設への料理、返礼品等の提供）を行っております。

## (8) 主要な事業所

当社本社：神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号

営業所	ロイヤルマナーフオートベルジュール	(小田原市扇町)
	コルティール茅ヶ崎	(茅ヶ崎市巾島)
	カルチャーBONDS小田原	(小田原市多古)
	湘和会堂小田原	(小田原市栄町)
	湘和礼殯館栢山	(小田原市栢山)
	湘和会館鴨宮	(小田原市鴨宮)
	(湘和会館鴨宮別館及びエンディング プレイス鴨宮 併設)	
	湘和会館大井	(足柄上郡大井町金手)
	カルチャーBONDS平塚	(平塚市平塚)
	湘和会堂平塚	(平塚市八千代町)
	湘和会堂秦野	(秦野市富士見町)
	湘和会堂金目	(平塚市片岡)
	湘和礼殯館真土	(平塚市東真土)
	湘和会館愛甲石田	(伊勢原市石田)
	湘和会館渋沢	(秦野市堀西)
	湘和会館伊勢原	(伊勢原市伊勢原)
	湘和会館国府	(中郡大磯町国府本郷)
	エンディングプレイス秦野	(秦野市落合)
	湘和会堂本厚木	(厚木市旭町)
	湘和会堂茅ヶ崎	(茅ヶ崎市茅ヶ崎)
	湘和会堂寒川	(高座郡寒川町岡田)
	湘和会堂松浪	(茅ヶ崎市美住町)
	湘和礼殯館西久保	(茅ヶ崎市西久保)

湘和会館赤松	(茅ヶ崎市赤松町)
カルチャーBONDS藤沢	(藤沢市藤沢)
湘和会堂鶴沼	(藤沢市鶴沼藤が谷)
湘和会堂西富	(藤沢市西富)
湘和会堂六会	(藤沢市亀井野)
湘和会堂手広	(鎌倉市笛田)
湘和礼殯館由比ガ浜	(鎌倉市由比ガ浜)
湘和会館長後	(藤沢市高倉)
湘和会館辻堂元町	(藤沢市辻堂元町)
湘和会堂町田	(町田市森野)
湘和礼殯館淵野辺	(相模原市中央区淵野辺)
湘和礼殯館相模大野	(相模原市南区相模大野)
サロンドブリエ	(平塚市桜ヶ丘)
仏壇店3店	(小田原、平塚、藤沢)
へいあんホームケア平塚	(平塚市桜ヶ丘)
グループホーム へいあんなでしこ	(平塚市撫子原)
グループホーム へいあん鴨宮	(小田原市鴨宮)
グループホーム へいあん小和田	(茅ヶ崎市小和田)
グループホーム へいあん善行	(藤沢市善行)
グループホーム へいあん荻窪	(小田原市荻窪)
ウイズリビング へいあんやはぎ	(小田原市矢作)
ウイズリビング へいあん亀井野	(藤沢市亀井野)
小規模多機能型居宅介護	(藤沢市片瀬)
グループホーム へいあん片瀬鶴沼	
創作料理 春秋苑	(平塚市四之宮)

### (9) 従業員 の 状 況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
222 ( 1,033 ) 名	1 ( △1 ) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 へ い あ ん	5,320,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 52,400,000株                     |
| (2) 発行済株式の総数 | 13,133,995株(自己株式 1,533,005株を除く) |
| (3) 株主総数     | 2,337名                          |
| (4) 単元株式数    | 100株                            |
| (5) 大株主の状況   |                                 |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
相馬秀行	2,327,900	17.72
小余綾弘産株式会社	1,900,000	14.47
相馬かね	1,044,320	7.95
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	1,000,000	7.61
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	497,400	3.79
山田雅孝	415,040	3.16
相馬ちず子	412,400	3.14
山田たか子	399,200	3.04
JP MORGAN CHASE BANK 385632	363,967	2.77
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	304,200	2.32

- (注) 1. 上記大株主は自己株式(1,533,005株)を除いて記載しております。  
 2. アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社から平成30年3月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成30年3月15日現在で1,050,000株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末現在における所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
 なお、アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。また、株券等保有割合は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合となります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,050,000	7.16

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	相 馬 秀 行	株式会社へいあん代表取締役社長・山大商事株式会社取締役
専務取締役	山 田 朗 弘	事業本部長・県央事業部長・株式会社へいあん取締役・山大商事株式会社取締役
常務取締役	平 井 良 也	管理本部長・株式会社へいあん取締役・山大商事株式会社取締役
取 締 役	土 屋 浩 彦	財務部長・株式会社へいあん取締役
取 締 役	桑 原 信 吾	山大商事株式会社代表取締役社長
取 締 役	藤 田 和 重	監査法人シドー代表社員
常勤監査役	片 野 洋	株式会社へいあん監査役・山大商事株式会社監査役
監 査 役	中 嶋 甚 吾	
監 査 役	金田一 喜代美	ウインテスト株式会社社外監査役
監 査 役	石 井 正	石井不動産鑑定事務所

- (注) 1. 社外取締役について  
取締役藤田和重氏は、社外取締役であります。
2. 社外監査役について  
監査役中嶋甚吾、金田一喜代美及び石井正の3氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役藤田和重氏は、公認会計士の資格を有しており、大手監査法人等の業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有するものであります。
4. 社外監査役金田一喜代美氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 独立役員について  
当社は株式会社東京証券取引所に対して藤田和重、中嶋甚吾、金田一喜代美及び石井正の4氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 当事業年度末日後に生じた、取締役の会社における地位並びに担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異動後の会社における地位	異動後の担当及び重要な兼職の状況	異 動 年 月 日
山 田 朗 弘	代表取締役 専務取締役	管理本部長 株式会社へいあん取締役 山大商事株式会社取締役	平成30年4月1日
平 井 良 也	取締役	株式会社へいあん取締役 山大商事株式会社取締役	平成30年4月1日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	5名	75,861千円 (内、社外取締役 1名 2,940千円)
監査役	4名	16,620千円 (内、社外監査役 3名 8,820千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 期末現在の人員数は取締役6名、監査役4名であります。なお、無報酬の取締役1名につきましては連結子会社より報酬を支給しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役藤田和重氏は、監査法人シドニーの代表社員であります。当社との間に取引はありません。監査役中嶋甚吾氏は、兼任しておりません。監査役金田一喜代美氏はウインテスト株式会社の社外監査役であり、石井正氏は石井不動産鑑定事務所を経営しておりますが、両社と当社との間に取引はありません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

#### イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況

取締役藤田和重氏は、当期開催の取締役会15回のうち14回出席、監査役中嶋甚吾氏及び石井正氏は、取締役会15回、監査役会14回の全てに出席、金田一喜代美氏は、取締役会に14回、監査役会に13回出席しており、いずれも議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

#### ロ. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

#### ハ. 当社の不当又は不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

### ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

### ⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

特にありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	25,950千円
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,950千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等について総合的に評価し、当社の会計監査人として重大な支障があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、コンプライアンスを経営上の重要課題の一つと位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「平安グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、当社グループすべての役員及び使用人に周知する。

ロ. 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を責任役員

として、コンプライアンスに関する規程及びマニュアルを作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社内部監査室または外部の弁護士に通報を行うことができる内部通報制度を構築する。

- ハ. 当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が同委員会を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- ニ. 責任役員は、コンプライアンスに関する規程に従い、担当各部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンスに関する規程等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の周知徹底を図る。
- ホ. 当社グループの取締役の職務執行については、毎月開催される当社の取締役会において報告され、法令及び定款を遵守すべきことの周知徹底を図ると共に、各取締役に相互牽制が働く体制をとる。また、監査役においても「監査役監査基準」に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する監査を実施する。

## ② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループ取締役の職務の執行に係る情報・文書・電磁的媒体等の取扱いは、当社グループの社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

また、当社グループの取締役及び監査役は、当該各文書等を規程に従い常時閲覧できる。

## ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、内部監査室長がその事務を管掌する。
- ロ. 内部監査室は、定期的に当社グループの業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ハ. 内部監査室の監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見され、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度により、重大なリスクが想定される場合にはコンプライアンス推進委員会及び担当部署に通報する。
- ニ. 内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理に関する規程、関連する個別規程（業務に関する規程、財務・経理に関する規程等）、ガイドラ

- イン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
- ホ. コンプライアンス推進委員会は、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認を行うとともに全使用人に対する研修等を企画実行する。
  - へ. 支配株主との取引については、他の取引先と同様に契約条件、市場価格を参考に公正妥当な取引を行うものとし、非支配株主の利益を損なうこととなるような取引は行わない方針で臨む。

#### ④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門ではその目標達成に向けてのアクションプランを実行することとする。また、当社グループ各社の経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ、定期的にレビューを行う。
- ロ. 業務執行のマネジメントについては、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びにその付議基準に該当するすべての事項を付議することを遵守する。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため経営会議を月2回開催し、当社グループ各社の経営に関する重要事項の調査、検討及び実施結果の把握を行うこととする。
- ハ. 日常の職務遂行に際しては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行できる体制を整える。当社子会社においても、当社の規程に準じた組織規程・職務権限規程等の整備を行う。

#### ⑤ 当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、当社グループの業務の適法性、企業倫理性を確保すべく「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備し、当社子会社への助言・指導を行うとともに、一定の経営上の重要事項について子会社の取締役並びに関係部署長より管理本部長に報告を行う。
- ロ. 管理本部長は内部監査室と連携し、当社グループのリスク情報の有無を監査し、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- ハ. 当社グループ各社に損失の危険が発生し、管理本部長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべく、内部監査室所属員を兼務で配置する。
- ロ. 監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令することができる。
- ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ニ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役に対し適時に必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ロ. 監査役が出席する会議、閲覧する資料、前項の報告及び情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
  - ・ 監査役が出席する会議
    - i. 取締役会
    - ii. 経営会議
    - iii. 役付役員情報交換会
    - iv. 経営方針説明会
  - ・ 監査役が閲覧する資料等
    - i. 代表取締役社長が決裁するもの
    - ii. 事故・不正・苦情・トラブルに関するもの
  - ・ 監査役に定例的に報告すべき事項
    - i. 経営状況
    - ii. 財務状況
    - iii. 内部監査報告書
    - iv. コンプライアンス推進委員会会議録
  - ・ 監査役に臨時的に報告すべき事項
    - i. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
    - ii. 取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
    - iii. 内部通報制度に基づき通報された事実
    - iv. 重要開示書類の内容
- ハ. 当社は、当社グループの監査役へ報告及び情報提供を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告・情報提供を理由として不利益な処遇

を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。

**⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制**

- イ. 当社は、監査役の監査職務遂行を補助する体制として会計監査人及び内部監査室との緊密な連携を図っていく。
- ロ. 監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続に従い、その費用または債務を処理する。

**⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として反対する。

当社グループは、上記基本的な考え方を「平安グループ企業行動憲章」に定め、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素から総務部を主管部門として、弁護士や警察及び「神奈川県企業防衛対策協議会」等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

**① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- イ. 「平安グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、それにより取締役及び使用人が法令及び定款を遵守しております。
- ロ. 全従業員を対象として、内部通報先を記したヘルプラインのポスターを各施設に掲示しており、セクハラやパワハラを含めてコンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会にてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制となっております。
- ハ. 当社グループの取締役の職務執行については、毎月開催される当社の取締役会において報告され、各取締役に相互牽制が働く体制をとっており、また、監査役においても「監査役監査基準」に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する監査を実施しております。

**② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役会、経営会議、並びに取締役が主催または出席する各種会議体の議事

録は、事務局部署が作成し保管・管理しております。取締役が決裁者となる社内稟議は、「文書取扱規程」その他の社内規程に基づき、社内保管管理データベースを活用して保管・管理しております。

### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 代表取締役社長直属の内部監査室がその事務を管掌しており、定期的に当社グループの業務監査を実施し、重大なリスクが想定される場合にはコンプライアンス推進委員会及び担当部署に通報する体制となっております。
- ロ. コンプライアンス推進委員会は、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認を行うとともに全使用人に対する研修等を企画実行しております。

### ④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営方針を機軸に中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門ではその目標達成に向けてのアクションプランを実行し、当社グループ各社の経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ、四半期ごとにレビューを行っております。
- ロ. 定例の取締役会を年12回開催し、重要事項の決定並びにその付議基準に該当するすべての事項を付議しており、また、経営会議を年24回開催し、当社グループ各社の経営に関する重要事項の調査、検討及び実施結果の把握を行っております。

### ⑤ 当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 報告体制については、「関係会社管理規程」に定めており、当社子会社への助言・指導を行うとともに、一定の経営上の重要事項について子会社の取締役並びに関係部署長より管理本部長に報告を行う体制をとっております。
- ロ. 管理本部長は内部監査室と連携し、当社グループ全体のリスク管理を行うとともに、当社グループ各社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちにその内容、程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する体制をとっております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべく内部監査室所属員を兼務で配置しており、監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令しております。

尚、監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て行っております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役に対し適時に必要な報告及び情報提供を行っており、また、当該通報者が不利益を被らないよう徹底しております。

⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

イ. 監査役の監査職務遂行を補助する体制として会計監査人及び内部監査室との緊密な連携を図っております。

ロ. 監査役会は、「監査役会規則」に従い、監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行上必要と見込まれる費用について予算を計上しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,579,117</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,518,499</b>
現金及び預金	9,225,848	買掛金	267,673
売掛金	104,442	1年以内返済予定長期借入金	240,000
商品及び製品	27,605	未払金	321,823
原材料及び貯蔵品	80,941	未払法人税等	438,172
前払費用	55,731	未払消費税等	81,540
繰延税金資産	65,255	未払費用	133,043
未収入金	19,867	前受金	17,648
その他の金	1,774	預り金	18,084
貸倒引当金	△2,350	その他	513
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,985,152</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,407,900</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>10,611,749</b>	長期借入金	5,080,000
建物	3,694,514	退職給付引当金	111,967
構築物	88,553	役員退職慰労引当金	83,912
機械及び装置	10,154	資産除去債務	125,129
車両運搬具	60,536	その他	6,891
器具備品	91,615	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,926,400</b>
土地	6,624,449	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	41,925	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,636,181</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>23,884</b>	資本金	785,518
ソフトウェア	12,450	資本剰余金	2,838,393
その他	11,433	資本準備金	2,838,393
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>3,349,517</b>	利益剰余金	13,682,772
投資有価証券	50,901	利益準備金	27,619
関係会社株	2,356,868	その他利益剰余金	13,655,153
出資	250	別途積立金	12,525,000
長期前払費用	8,936	繰越利益剰余金	1,130,153
繰延税金資産	255,788	<b>自 己 株 式</b>	<b>△670,502</b>
敷金保証金	456,365	評価・換算差額等	1,688
保険積立金	217,432	その他有価証券評価差額金	1,688
その他	2,974	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,637,869</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,564,269</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>23,564,269</b>

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,888,623
売 上 原 価		6,222,740
売 上 総 利 益		2,665,882
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,019,227
営 業 利 益		1,646,654
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	121,387	
賃 貸 料 収 入	35,507	
業 務 受 託 収 入	53,820	
そ の 他	69,190	279,905
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	53,137	
減 価 償 却 費	6,991	
そ の 他	283	60,412
経 常 利 益		1,866,148
税 引 前 当 期 純 利 益		1,866,148
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	615,315	
法 人 税 等 調 整 額	1,360	616,676
当 期 純 利 益		1,249,472

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成29年4月1日残高	785,518	2,838,393	2,838,393
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
別途積立金の積立			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成30年3月31日残高	785,518	2,838,393	2,838,393

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計	自己株式	株主資本 合 計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
平成29年4月1日残高	27,619	11,475,000	1,245,897	12,748,516	△670,502	15,701,925	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△315,215	△315,215		△315,215	
当期純利益			1,249,472	1,249,472		1,249,472	
別途積立金の積立		1,050,000	△1,050,000	—		—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	1,050,000	△115,743	934,256	—	934,256	
平成30年3月31日残高	27,619	12,525,000	1,130,153	13,682,772	△670,502	16,636,181	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成29年4月1日残高	1,340	1,340	15,703,265
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△315,215
当期純利益			1,249,472
別途積立金の積立			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	347	347	347
事業年度中の変動額合計	347	347	934,604
平成30年3月31日残高	1,688	1,688	16,637,869

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品のうち、仏壇・仏像……………個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

その他の商品、材料……………移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法(ただし平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(主な耐用年数)

建物	3～50年
構築物	10～45年
機械装置	8～10年
車両運搬具	2～6年
器具備品	2～20年

② 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く)

(主な耐用年数)

自社利用のソフトウェア 5年

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間に基づくものであります。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用……………定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ③役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、平成17年10月28日開催の臨時取締役会の決議に基づき平成18年3月31日をもって役員退職慰労金制度の廃止を決定し、退任時に支給することいたしました。つきましては、平成18年4月1日以降の期間に対する役員退職慰労引当金の繰入はしていません。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理  
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	51,807千円
長期金銭債権	15,000千円
短期金銭債務	415,629千円
長期金銭債務	5,080,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	9,555,489千円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
土 地	5,543,056千円
建 物	2,080,646千円
計	<u>7,623,702千円</u>

上記資産に対して根抵当権（極度額625,000千円）を設定し、長期借入金（一年以内返済予定のものを含む）5,320,000千円の担保に供しております。

また、上記資産のうち、土地1,403,993千円、建物471,565千円について、根抵当権（極度額750,000千円）を設定し、担保に供しておりますが、当事業年度末現在対応する債務はありません。

4. 保証債務（保証先：関係会社）

株式会社へいあん 2,100,000千円

5. 長期借入金のうち5,000,000千円は、子会社株式会社へいあんの互助会員の冠婚葬祭の施行を保証し、施行に際し当社所有の施設を使用する契約（施行保証及び施設利用契約）に基づき、同社より受け入れた預り保証金であり、金融商品に係る会計基準に基づき処理しております。

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	432,671千円
仕入高	1,494,909千円
その他の営業取引高	337,320千円
営業取引以外の取引による取引高	269,851千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,533,005株
------	------------

### 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動資産）

未払賞与否認額	27,767千円
未払事業税否認額	23,334千円
その他	14,153千円
小計	65,255千円

繰延税金資産（固定資産）

役員退職慰労引当金繰入限度超過額	25,660千円
減価償却費償却限度超過額	95,954千円
減損損失損金不算入額	93,950千円
資産除去債務	38,233千円
その他	43,099千円

小計 296,899千円

繰延税金資産合計 362,154千円

繰延税金負債との相殺  $\Delta$ 41,110千円

繰延税金資産の純額 321,044千円

繰延税金負債（固定負債）

建設協力金利息	8,525千円
従業員保険積立金	19,850千円
資産除去債務に対応する除去費用	11,990千円
その他有価証券評価差額金	743千円

小計 41,110千円

繰延税金負債合計 41,110千円

繰延税金資産との相殺  $\Delta$ 41,110千円

繰延税金負債の純額 一千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 30.8%

(調整)

交際費等永久に損益に算入されない項目	0.3%
同族会社の留保金課税	2.9%
その他	$\Delta$ 1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	建物	合計
取得価額相当額	245,269千円	245,269千円
減価償却累計額相当額	165,707千円	165,707千円
期末残高相当額	79,562千円	79,562千円

② 未経過リース料期末残高相当額	
1年内	15,702千円
1年超	148,139千円
合計	163,842千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	40,676千円
減価償却費相当額	12,263千円
支払利息相当額	27,078千円

- ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
- 減価償却費相当額の算定方法
- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 利息相当額の算定方法
- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	19,122千円
1年超	17,666千円
合計	36,788千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社へいあん	神奈川県平塚市	80,000	互助会の運営 介護事業	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼務	借入の返済(注1)	240,000	長期借入金	5,080,000
									1年以内返済予定長期借入金	240,000
							利息の支払(注1)	53,137	—	—
							債務保証(注2)	2,100,000	—	—
子会社	山大商事株式会社	神奈川県平塚市	100,000	仕出し料理製造 葬祭用返礼品販売	所有 直接 60% 間接 40%	材料の仕入 役員の兼務	原材料の購入(注3)	1,494,807	買掛金	138,976

### 取引条件及び取引条件の方針

上記取引金額には消費税は含まれておりません。

- (注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して借入利率を合理的に決定しており、契約に基づく返済をしております。  
なお、土地5,543,056千円、建物2,080,646千円を担保に提供しております。
- (注2) 子会社株式会社へいあんが割賦販売法第18条の3に基づき前受金保全措置として講じている互助会保証株式会社及び株式会社みずほ銀行との契約（前受業務保証金供託委託基本契約）において上記金額を限度として連帯保証を行っております。
- (注3) 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

- (4) 兄弟会社等  
該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,266円78銭
- (2) 1株当たり当期純利益 95円13銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流 動 資 産	11,574,200	流 動 負 債	1,533,412
現金及び預金	11,028,412	買掛金	218,658
売掛金	213,497	未払法人税等	491,302
商品及び製品	39,553	未払消費税等	100,726
原材料及び貯蔵品	104,800	掛金解約手数料戻し損失引当金	4,214
繰延税金資産	84,644	その他	718,509
その他	105,632	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,697,416</b>
貸倒引当金	△2,339	繰延税金負債	41,269
<b>固 定 資 産</b>	<b>21,244,351</b>	役員退職慰労引当金	83,912
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>11,994,169</b>	退職給付に係る負債	133,248
建物及び構築物	4,358,334	資産除去債務	125,129
機械装置及び運搬具	106,782	前払式特定取引前受金	13,283,035
器具及び備品	136,443	その他	30,821
土地	7,348,327	<b>負 債 合 計</b>	<b>15,230,829</b>
建設仮勘定	44,281	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>36,423</b>	株 主 資 本	17,583,566
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>9,213,757</b>	資本金	785,518
投資有価証券	156,159	資本剰余金	2,838,393
長期貸付金	30,000	利益剰余金	14,630,157
繰延税金資産	255,788	自己株式	△670,502
供託金	6,854,500	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計</b>	<b>4,156</b>
敷金保証金	1,620,744	その他有価証券	4,156
その他	296,564	評価差額金	
<b>資 産 合 計</b>	<b>32,818,551</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>17,587,722</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>32,818,551</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,016,802
売 上 原 価		6,924,933
売 上 総 利 益		3,091,869
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,228,484
営 業 利 益		1,863,385
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,806	
掛 金 解 約 手 数 料	20,409	
受 取 家 賃	34,738	
そ の 他	49,821	109,775
営 業 外 費 用		
供 託 委 託 手 数 料	300	
掛 金 解 約 手 数 料 戻 し	1,950	
損 失 引 当 金 繰 入 額		
保 険 解 約 損	387	
そ の 他	1,853	4,492
経 常 利 益		1,968,668
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	78,623	78,623
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	61,856	61,856
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,985,435
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	698,938	
法 人 税 等 調 整 額	△1,525	697,412
当 期 純 利 益		1,288,022
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,288,022

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	785,518	2,838,393	13,657,350	△670,502	16,610,759
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△315,215		△315,215
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,288,022		1,288,022
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	972,806	—	972,806
平成30年3月31日残高	785,518	2,838,393	14,630,157	△670,502	17,583,566

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
平成29年4月1日残高	4,192	4,192	16,614,952
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△315,215
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,288,022
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△36	△36	△36
連結会計年度中の変動額合計	△36	△36	972,770
平成30年3月31日残高	4,156	4,156	17,587,722

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数…………… 2社  
連結子会社の名称……………株式会社へいあん  
山大商事株式会社
- ② 非連結子会社の名称……………株式会社はないちりん
- ③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用しない非連結子会社  
非連結子会社の名称……………株式会社はないちりん
- ② 持分法を適用しない理由  
持分法を適用しない非連結子会社（株式会社はないちりん）は当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

## 2. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式……………移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）  
時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商品のうち、仏壇・仏像……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）  
その他の商品、食材を除く材料…移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）  
材料のうち食材、貯蔵品……………最終仕入原価法

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………当社及び連結子会社は、定率法（ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。  
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。  
(主な耐用年数)  
建物及び構築物…………… 3～50年  
機械装置及び運搬具…………… 2～10年  
器具及び備品…………… 2～20年

- ② 無形固定資産……………当社及び連結子会社は定額法によっております。  
 (リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 当社及び連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用……………当社及び連結子会社は定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 掛金解約手数料戻し損失引当金…収益計上済の施行前受金の復活による損失の発生に備えるため、当連結会計年度末における今後の債務復活見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
 なお、当社は、平成17年10月28日開催の臨時取締役会の決議に基づき平成18年3月31日をもって役員退職慰労金制度の廃止を決定し、退任時に支給することといたしました。つきましては、平成18年4月1日以降の期間に対する役員退職慰労引当金の繰入はしておりません。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法  
 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 消費税及び地方消費税の会計処理  
 税抜方式によっております。  
 なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は繰延消費税額に計上のうえ、5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生連結会計年度に費用処理しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,137,068千円
2. 担保に供している資産及び担保付債務	
(1) 金融機関に対する資産及び債務	
土地	1,403,993千円
建物及び構築物	471,565千円
計	<u>1,875,559千円</u>

上記資産については、根抵当権（極度額750,000千円）を設定し、担保に供しておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

(2) 前払式特定取引に対する資産及び債務

供託金	6,854,500千円
敷金保証金	1,066,290千円
土地	525,058千円
建物及び構築物	185,191千円
計	<u>8,631,040千円</u>

上記資産については、割賦販売法第18条の3に基づき、前払式特定取引前受金13,283,035千円に対する保全措置として供託等の方法により担保に供しております。

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額は、建物61,856千円であります。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数	普通株式	14,667,000株
(2) 配当に関する事項		
① 配当金支払額		

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通 株式	157,607	12	平成29年3月31日	平成29年6月28日
平成29年11月7日 取締役会	普通 株式	157,607	12	平成29年9月30日	平成29年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成30年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	157,607千円
1株当たり配当額	12円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 5. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	建物	合計
取得価額相当額	643,693千円	643,693千円
減価償却累計額相当額	396,048千円	396,048千円
期末残高相当額	247,645千円	247,645千円

#### ② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	36,815千円
1年超	359,314千円
合計	396,129千円

#### ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	76,248千円
減価償却費相当額	32,184千円
支払利息相当額	42,747千円

#### ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

##### 減価償却費相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### 利息相当額の算定方法

- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

### (2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	19,122千円
1年超	17,666千円
合計	36,788千円

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に冠婚葬祭事業の施行を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金は、自己資金によっております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に国債を中心としたその他有価証券及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、債権管理規程に従い、各事業部における管理部門が顧客ごとの期日及び残高の管理を行っております。

その他有価証券は、資金運用管理規程及び資金運用マニュアルに従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月財務部が資金繰計画表を作成・更新するとともに、一定の流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権は、ほとんど一般顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	11,028,412	11,028,412	—
(2)売掛金	213,497	213,497	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	88,354	88,354	—
(4)長期貸付金	30,000	30,000	—
(5)敷金保証金	1,620,744	1,617,950	△2,794
資産計	12,981,008	12,978,214	△2,794
(1)買掛金	218,658	218,658	—
(2)未払法人税等	491,302	491,302	—
(3)未払消費税等	100,726	100,726	—
負債計	810,688	810,688	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、将来キャッシュ・フローを、基準割引率及び基準貸付利率の変動に連動した金利で割り引いた現在価値により算定しているため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、差入先ごとに信用リスクを考慮した上で、将来キャッシュ・フローを、無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、並びに(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表価額67,804千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置等として、法務局への供託をしているものであり、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、金融商品の時価等に関する事項の本表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,339円10銭

(2) 1株当たり当期純利益

98円07銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

平安レイサービスク株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 徹 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平安レイサービスク株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

平安レイサービスク株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡 久依	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 徹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平安レイサービスク株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平安レイサービスク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査役監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

平安レイサービズ株式会社 監査役会

常勤監査役 片野 洋 (印)

社外監査役 中嶋 甚吾 (印)

社外監査役 金田一 喜代美 (印)

社外監査役 石井 正 (印)

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第49期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額157,607,940円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金24円となり、前期より1円の増配となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月26日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

第49期の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 900,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 900,000,000円

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
芝田 弘美 (しばた ひろみ) (昭和44年5月31日生)	平成4年4月 ミニストップ株式会社入社 平成8年2月 グローバルコモンズ株式会社入社 平成12年7月 有限会社大入ネット設立(現 プリズム ゲート株式会社) 同 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) プリズムゲート株式会社代表取締役	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 芝田弘美氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は芝田弘美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 芝田弘美氏は、長年にわたりプリズムゲート株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
4. 当社は、芝田弘美氏が選任された際には、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによつて当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県平塚市平塚5丁目23番12号  
カルチャーBONDS平塚  
4階 富士の間  
TEL：0463-34-9911

